

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

－道路関係部分の概要－

1. 経緯

- H12.5 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）制定
- ・ 鉄道駅など旅客施設から通常徒歩で移動する圏内を、重点的にバリアフリー化することを定めた。
- H12.11 「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」（道路の移動円滑化基準）制定
- ・ バリアフリー化のために必要な道路の構造基準を定めた。
- H14.12 「道路の移動円滑化整備ガイドライン」策定
- ・ 事業する際の考え方、配慮すべき事項などを詳細にとりまとめた。
- H18.6 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）制定

2. バリアフリー新法の主なポイント（道路関係）

（1）バリアフリー化する範囲の拡大

- 1) 旅客施設の周辺だけでなく、官公庁・福祉施設などから徒歩で移動する圏内でも、重点的にバリアフリー化することを定めた。
- 2) バリアフリー化のために必要な道路の構造基準を満たす整備を行った後、基準を満たしたまま維持し続ける義務を追加した。
- 3) 全ての道路で、バリアフリー化のために必要な道路の構造基準を満たす努力をすることを追加した。

（2）電柱などを撤去するための取り組み

バリアフリー化のために必要な道路の構造基準を満たす整備を行った道路で、電柱などがバリアフリー基準で定める有効幅員の確保の支障となる場合は、電柱などを歩道上に設置させないこととした。

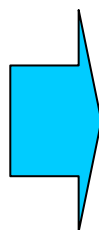
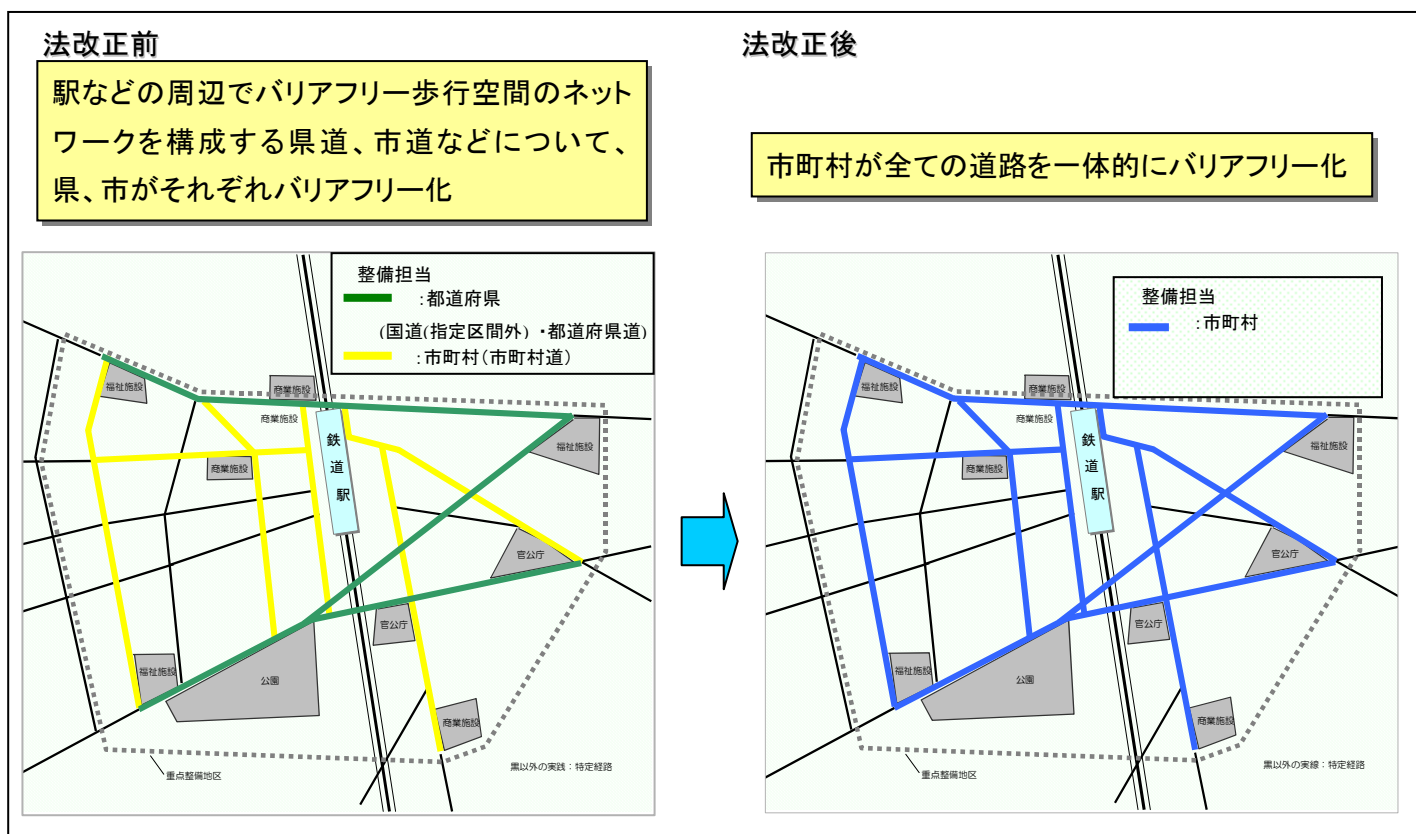


写真 電柱の撤去により、歩道幅員を確保するイメージ

(3) 市町村が整備できる道路の特例

- 1) これまで市町村は、市町村道しか整備できなかったが、バリアフリー歩行空間のネットワーク化を一体的に進めるため、バリアフリー事業については、本来都道府県が整備・管理する国道（指定区間外）と都道府県道について整備できるよう定めた。
- 2) 本来市町村が実施するバリアフリー事業への補助は、市町村道を整備する場合にしかできないが、都道府県管理の国道と都道府県道で市町村が行うバリアフリー事業については、国がその費用の一部を負担することができるよう定めた。



(4) 民間との管理協定の活用

狭い道路でも歩行空間を効率的に確保する対策として、歩道と連続する沿道スペースを持つ土地所有者とその沿道スペースの整備や管理について協定を結べば、一般の歩行者でも、その沿道スペースを歩行空間として自由に利用できるよう定めた。

また、土地所有者が変わっても、その協定が効力を持つよう定めた。



写真 歩道と民地が一体的に使用できる例

(参考)

●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用を確保するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらとの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定める。

○基本方針の策定

○主務大臣は、移動等の円滑化の促進に関する基本方針を策定

○移動等の円滑化のために施設管理者等が講ずべき措置

旅客施設及び車両等
(福祉タクシーの基準を追加)



道路



路外駐車場



都市公園



建築物
(既存建築物の基準適合努力義務を追加)

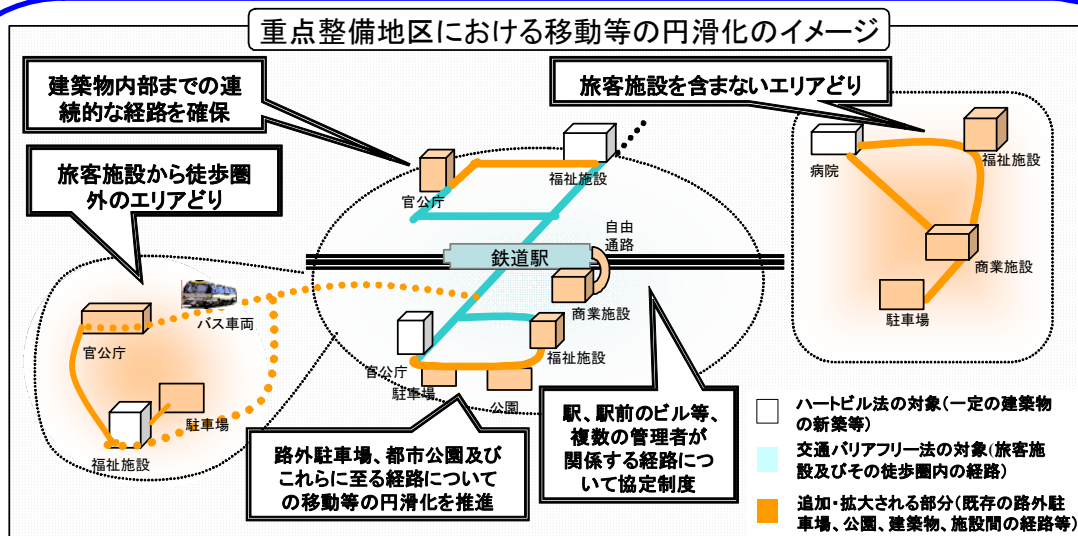


○これらの施設について、新設又は改良時の移動等円滑化基準への適合義務

○既存のこれらの施設について、基準適合の努力義務

等

○重点整備地区における移動等の円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施



○市町村は、高齢者、障害者等が生活上利用する施設を含む地区について、基本構想を作成

○公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、建築物の所有者、公安委員会は、基本構想に基づき移動等の円滑化のための特定事業を実施

○重点整備地区内の駅、駅前ビル等、複数管理者が関係する経路についての協定制度

等

○住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置



○基本構想策定時の協議会制度の法定化

○住民等からの基本構想の作成提案制度を創設

等